

ライフサポート：はた



NO 26 : 2014. 12. 15

四万十市中村大橋通 7 丁目 1-24

連合高知西地協内 TEL:34-9191

発行責任者：事務局 石井 孝

去る、12月4日（木）に「相続と遺言のお話」と題して、司法書士の黒石栄一氏を講師に迎え、四万十市中央公民館（1階大会議室）で講演が行われました。

新聞の折り込みの効果と、中には相続に関する課題をお持ちの方もおいでになり、60名程度を予想していましたが、倍以上の130名近い参加がありました。

そのため、用意していた70部の資料では足りず、急遽3カ所のプリンターでの印刷となり、参加された皆さんには大変ご迷惑をお掛けしました。



講演内容は、相続に関する基本ルールの法定相続人に始まり、遺言や公正証書などについて、色々な事案を交えての大変内容の濃い講演でした。

《以下講演内容抜粋》

- 民法で法定相続分が定められているが、必ずしもこのとおりに遺産を分ける必要はなく、遺産分割協議という方法もある。
- 連れ子の場合、養子縁組をしていないと相続人になれない。
- 内縁の妻（又は夫）の場合、遺族年金では要件をみたせば貰える場合がありますが、相続の場合は戸籍上の「妻」又は「夫」でないと、配偶者として扱われない。
- 日本人は遺言を書く人が少ないが、いざ遺産を分けることになるとトラブルになり、兄弟が絶縁状態になった場合もある。無用な争いを避けるためにも遺言を有効活用することが望ましい。
- 全財産が、相続人以外に遺言によって寄贈された場合でも、遺留分によって法に定められた分について返還請求ができる。
- 相続には、プラスの財産とマイナスの財産があり、相続する場合その全てを相続することになる。しかしマイナスが多い相続については相続放棄という手続きができる。

この他、登記の手続きや遺言の書き方などの説明もあり、大変参考になりました。

